

で、なるだけ犯罪を少くすることのた
めだ、そういうことを前会にも申し上
げたのであります。選挙の啓蒙の
形、あるいは選挙の取締りの対象の形
から、そういうことは犯罪になるん
だ、いわゆる六個月以前でもこういう
犯罪になるのだという一つのことが明
確になつて行けば、私は自然と矯正さ
れると思つております。従つて単に
今のお話で局長だけ、あるいは国
警だけにそれが知らされるのではな
く、やはり自治警察にも十分そのこと
が達せられて、そうしてその選挙がさ
らに選挙の管理を行つております。全
国の選挙管理委員会、あるいは都道府
県市町村の選挙管理委員会、その取締
りに當つております。国警、自治警と
もにそういうことが十分示達されて、
行き届いて、そうしてやはり選挙を正
しい方向に導いて行くというような方
法が今とられなければならぬと私は
思つております。従つて国警だけで
なくして、私は自治警にもそういう旨
をひとつ十分各方面にお伝えを願いた
い。同時に選挙管理委員会等に対しま
も、選挙管理委員会の当然の仕事とし
て、そういうことが行われることがい
いと思つております。ぜひそういう手配
をひとつ至急しておいていただきたい
ということをお願いいたします。

○斎藤(男)政府委員 たいだいの門司
委員のお説はまことにごもつともでござ
います。ただいま申し上げましたよ
うな趣旨を自治警の方にも十分連絡を
いたしますことはもちろん、ただいま
全国選挙管理委員会と協議をいたしま
して、全国選挙管理委員会の方で、そ
ういつた趣旨を全国民によく徹底をさ
していただくということが必要であ
る。かように考えまして、今よりく
協議中でございます。さう御承知を
願います。

○大泉委員 大体この間の長官の答弁
で私どもは満足した形であつたのです
が、今のお話によると、まだ何だか移
動性があるように思つております
が、これはやはり選挙期日を中心とし
て計算的にとられるからそういう考え
が出る。また候補者を中心として考え
るから、立候補が確定しないと、やは
り法の発動ができないということにな
るのであつて、これは候補者を中心と
しなくとも、選挙運動は選挙運動であ
る。あるいはまた何も選挙期日を確定
しないからといつても、多少観測は移
動性があつても、やはり犯罪は犯罪と
して、期日にこだわらないで、取締當
局としてはこれに當るべきである。こ
う思つてあります。この考え方がや
はりどうも全国の大勢の警察官に対
して徹底しないということから、解釈の
いかによつて不統一になるというこ
とでは困ると思つております。統一した方針
によつて當つてもらいたいと思つて
います。もし長官のお考えが、私の希望と
一致するならば結構でございますが、
もし一致しなければ御答弁をお願い
いたします。

○斎藤(男)政府委員 先ほど述べまし
た趣旨によりまして、選挙の期日の公
布がまだない、従つてその立候補の届
出をしないという段階でありまして
も、その次の、たとえば衆議院に、あ
るいは参議院に、またその他の地方議
会の議員にいたしましたも、特定の選
挙に自分立候補するのだということ
をはつきりし、そのためになしておる
選挙運動だということが、客観的に立

証されまするような運動であります
ならば、これは現在でも取締らなけれ
ばならないということになつておるの
であります。これは今門司委員の方か
ら、それが立候補しなかつた場合にど
うであるかというお尋ねでありました
が、大審院の判例によりまして、そ
のときに現案にそのことが立証される
ならば、これは選挙違反であるとい
う判例もあるのであります。従つて選挙
違反であることには間違いないので
ございます。ただ立候補意思の客観的
な立証ということが、立候補をいたし
ますならば、非常に明瞭になるわけ
であります。いたします前には立証が
非常にむずかしいのであります。けれ
ども、しかしこれは選挙違反であるこ
とには間違いないのであります。さよ
うな場合には取締りはしなければなら
ないということをはつきり徹底させて
おります。今後ともさせていただきます
です。

○立花委員 たいだいま問題になつてお
ります選挙法の問題に關連いたしまし
て、木村法務総裁がおいでになつてお
りますので、ちよつと御質問したいと
思つております。
再軍備の問題ともからみまして、憲
法改正が当然日程に上つて来ると思
つてあります。その際に住民投票等
の方法と選挙法との關係を、どうい
うふうにお考えになつておられるか、ちよつ
と承りたいと思つております。

○木村国務大臣 たび／＼ほかの委員
会でも、本委員会でも申し上げました
ように、憲法改正ということは政府で
は考へておりません。従つて住民投票
というふうなことにについては、まだ具
体的に何も問題になつていないのであ
ります。

○立花委員 政府では考へておられな
くとも、手続の問題として住民投票を
おやりになる場合に、選挙法との關連
をどういふふうにお考えになつてお
るか、たとえば最近選挙管理委員会等
あるいは選挙法改正特別委員会等
常に選挙活動、選挙運動の面を制限す
る形が現われて来ているのですが、予
想されます憲法改正の住民投票の場合
に、そういうふうな制限された選挙法
に基準を置いて住民投票をやられるお
考えであるか、私どもから考へます
と、非常にその疑いが濃厚なんです
が、現在の選挙法で選挙運動を非常に
禁止しながら、たとえば公務員等の選
挙運動を全面的に禁止する選挙法の改
正をやつておいて、そのあとで憲法改
正の住民投票の規定をそれに準じてつ
くるのではないか、そういうふうな疑
念が濃厚なんです、その点はどうい
うふうにお考えになつておられますか。

○木村国務大臣 率直に申し上げます
が、ただいま私どもは考へており
ません。あるいは選挙管理委員会の方
で、そういうことについて構想は練つ
ておられるかも知れませんが、私ど
もにおいては何も考へておりません。
○野村委員長代理 この際本案に対す
る残余の質疑は次の機会に譲りまし
て、この際治安關係の担当主管大臣で
ある木村法務総裁が見えておりますの
で、本案に対しては調査をこの程度に
いたします。

○野村委員長代理 次にボツダム宣言
の受諾に伴い発する命令に関する件に
基く警察關係命令の措置に關する法律
案を議題といたします。
これより本案に対する質疑を続行
いたします。通告によりまして質疑を許
します。鈴木幹雄君。
○鈴木(幹)委員 私は法務総裁にお伺
いたしたいのであります。新聞紙上に
伝えられるところによりまして、占領
政策が終了いたしました後に、内
部の治安を処理いたしますために、治
安の機構がいろいろととりざたをされ
ております。坊間伝えられるところ
によりまして、木村構想であるとか、あ
るいは大橋構想であるとか、い
はどかに今政府の政策がまじりつ
つあるか、あるいはまた具体化しつ
つあるかといふことにつきまして、確かな
情報を持つておらぬのであります。た
だ考へるところによりまして、今後日
本の国内における治安の処理といふこ
とに關しましては、非常に深刻なるも
のを予想せらるる状態にあるのであり
まして、私どもはこの際法務総裁から
治安機構に關しまして、どういふよう
な構想をお持ちになつて、どういふよ
うな治安機構の確立を期しておられ
るかといふことにつきまして、できる限
りの詳細な御説明を承りたいと思つて
います。まず第一点はそれをお伺いた
したい。

○木村国務大臣 お答えいたします。
新聞紙上ではいろいろと伝わつておるの
であります。あれはわれ／＼は責任をも
つて言つたわけでもありません。まず
それを御了承願います。そこでい
かにこの治安機構を整備するかとい
ふことについては、われ／＼は頭を悩ま
しておるのであります。私の考へでは、

びに自警の關係は、どういふ建前にな
る御構想でございませうか。

○木村國務大臣 特審庁の構想は、い
わゆる団体に対する規正をしなければ
なりません。その規正に対する調査
機関であります。従つて自警、自警は
これに対する協力は持ちましよう
が、直接の關係はないのであります。

○鈴木(幹)委員 これからの治安の問
題といつたしまして考えられますこと
は、いわゆる共産主義的な運動が、相
当地下潜行的な色彩を帯びて行く。し
かも非法法の色がいつつあるように
考えられるわけでありませう。さらに
また国家主義的な行動、思想の台頭も
見受けられるのであります。特審局
は主としてこの方面に関するところ
の思想並びに運動、行動に対する調
査をやられるという機構であらうと思
うのであります。この方面につきま
しては、私は相当進んだ非法法的
な運動が出て来た場合におきます深
刻なもの、私はお考えを願わなけれ
ばならぬと思つておりますが、団体
等規正令の今考えられております改正
の方向と申しますか、これは法案とし
ていつごろ成立をいたし、われわれの国会
に提案されますか、またその内容におき
ましていかなる点を含んでおりますか、
この点をお漏らし願ひたいと思ひます。

○木村國務大臣 実はまだその法案を
いつ提出するかという確定的なことは
申し上げられませんが、だん／＼整備
しつつあるのであります。おそらく近
いうちにその結論が出ようかと思つて
おります。この法案の主たる目的は、
破壊活動をする不法な暴力団体を
対象にしておるのであります。申す
までもなく講和條約発効後の時局に対

怒いたしまして、今いろいろな段階が
出て来るかと考えております。要は暴
力的不法活動を行い、またはこれを行
わんことを目的とする団体を規正して
行きたい、こう考えておるのでありま
す。きわめてその内容は民主的に、いや
しくも憲法に規定されました基本的人
権は、どこまでも尊重して行くという
建前をとつておるのであります。

○立花委員 ただいま民主党的鈴木君
の発言には聞捨てたらない発言があつ
たのですが、それに対して法務総
裁は何らお答えになつていない、この
点は何と明確にしておいていただき
たい。共産党が非法法をやるから、今
度の団規法も共産党が対象だらう、調
査庁においても共産党調査のやつだろ
うということも質問なされた、それに
対してあなたはつきり答えていない
のですが、その点をひとつ明確にして
いただきたい。団規法が共産党に対す
る弾圧法規であるか、あるいは調査庁
が共産党対象の調査庁であるか、そう
いうふうにお考えなかがどうか。

○木村國務大臣 お答えいたします。
日本共産党を対象としておるものでは
ありません。今申し上げます通り、
破壊的の不法、暴力的団体を規正しよ
うといたします。それは右と左と
とを問はず、そういうことは区別はし
ておりません。

私は取締る対象にしていただかなか
ればならぬと思つた。この点鈴木君に
ひとつ反省を求めておきたいと思つた
のです。それから法務総裁のさいせんか
らのお言葉の中に、これもやはり聞捨て
てならない御答弁がある、これは根本
的に現在の警察制度と逆行するよう
な御考えがある、これをひとつ明確に
しておいていただきたい。それは理想
としては特審局、自警、自治警を一本
にするべきものだとお考えをあなたに
言われた、少くとも方向としてはその
方向へ進むべきだということをはつき
り言われた、現在の段階では非常に困
難だから、それはやれないが、理想と
してはそれらを一本にすることが理想
であり、少くとも現在の警察行政の面
において、それが一本化する方向に
進んで行くことが当然だといふふう
に言われた。この考え方は明らかに現
在の警察制度の根本的な方針と反する
と思つた。法務総裁としては聞捨てた
ない言葉だと思つたのですが、これは根本
的な理念だから明白にしておいて
いただきたい。

○木村國務大臣 聞捨てたらないとか
何とかえらいことをおつしやいます
が、そういうのは私の意を誤解してお
るのです。これは私は機能を統一しな
ければいかぬ、と考へる。機能の統一は
別に考へる。機能の統一でありませ
う、それはつきり言つておきます。

○立花委員 機能は機能に裏づけられ
なければ、これは十分発揮できない。
機能を十分活用するための機構であ
らねばならない。ところが、機能が、特
審局、自警、自治警を一本にするとい
うことが理想であり、少くともその方
向へ進むべきだということ、明らか

に機構の面においても逆行的な機構を
お考えになつておる。また世間体をは
ばかつて自警、特審局、国警を、表
面上は一応形の上では別々にしてお
るが、その実質の機構においては、少く
とも一本にしようといふことをお考え
になつておると思つた。現在の警察法
は、そういう意味において機構の上に
おいても、やはり自治的な警察、民主
的な警察、この方向へ少くとも一歩を
踏み出し、それを理想としてそれをま
ますはつきりした民主的な警察にす
るための方向をとらなければいけない
と思つた。あなたは機構と機能を機械
的に分離することによつて、機構は動か
しません、機能だけは一本にして行
くの、そういうまつたくごまかしの
なことを言つておるのであります。しか
もその根本的な考え方の裏には、明らか
に一本にして行くことが、それは少く
も理想であるといふことは言つてお
られるので、これは聞捨てたらないと
言つたところが、非常にかんにおさわ
りになつたやうでありませう、まつたく
これは重大な問題であるのでありま
す。とくこの点は御反省を願ひたい
と思ひます。私の質問は関連質問であ
りますので、この程度にいたしまし
て、あとでお伺ひしたいと思ひますか
ら、これでとどめておきます。

○大矢委員 私は木村法相に対してお
尋ねたいのですが、先ほど来お
伺ひしますと、治安關係は全部木村さ
んの責任にあられるやうであります。
自治体警察が発足の当時は、御承知の
やうに予備隊警察まで入れていなか
つた。予備隊警察が七万五千から今度三
万五千が増員になりまして十一万とい
ふ、いわゆる軍隊であるかないかとい

うことは問題になりましたが、ことは
どきやうに大きな組織を持つて参つた
のであります。この自治体警察がで
きた当時には軍隊といふものが日本に
はなかつたのであるから、特にこの大
都市の治安といふものは重要であるか
ら、そこで教の按分をいたしましたも
も、特に戦前の倍近い定数を持つた自
治体警察が、大都市にはできていない
のであります。東京その通り、五大都市
ごとくその通りであります。最近
地方自治体の財政がきわめて困難にな
つておりますために、この警察費とい
うものを、何か削減しようとする傾向
があるのであります。こういうふう
に十一万からの警察予備隊、すなわち治
安を維持する重要な役割を持つ自治体
警察の上に、さらに予備隊警察がで
たのでありますから、この定員とい
うものを何らかの形においてこれを變更
する、行政的、財政的な、あるいは今申
しました警察予備隊が生れた事情から
いたしまして、そこで総裁としては命
令権は持つておられないことはよくわ
かりますけれども、少くともこういう美
情において地方財政その他治安にお
いては、予備隊警察ができたから、いわ
ゆる万全を期してはいる。従つて定員等
は多少減らしてもいいという意向がある
といふことは、非常に地方自治体警察
行政に影響が多いことと思ひます。一
体あの当時と今日の情勢が、今申し
ましたやうにかわつてはいるのであり
ますから、それについての法務総裁の御
意見といふものを、私はこの機会にお
伺ひしたいと思つたのであります。この
点を御答弁願ひます。

○斎藤(昇)政府委員 便宜上私からお
答へいたしますが、自治体警察の定員

は先般の臨時国会で、自治体が必要と
思う様に自由に変更することができ
る様に相なつたのであります。従いま
して当該自治体におかれまして、現在
の治安の状況から考え、その当該自治
体の定員が不十分であると考へられ
る場合には、増員が実際にできます。ま
たいろいろの事情から、自分のところ
は減じてもいいという結論に達したと
ころは減じてよろしい。自由になる
ことになつたので、自治体警察の本質
に従ひまして、その当該自治体におけ
る治安の状況の判定を自治体によら
せ、またそれによつて定員を自由に考
へる。こういう制度になつておりま
す。國の方から増員したがいいであ
らうとか、あるいは減らしたがいいだ
らうというふうな意見は、これは差控
えの方がいいのではないかと、かように
考へる次第であります。しかし警察全
体といたしまして、絶えず連絡をとり
ながらやつておりますので、各自自治
警察下の治安というものと、その周辺
の治安というものは、密接な関係を持
つております。従ひましてそれらにお
きましてもお互いに連絡をとりながら
遺憾のないようにいたしたい。かよう
に考へている次第であります。

○木村國務大臣 ちよつとこの際委員
各位に御了解願ひたいと思ひますが、
本案に關しまして最近の治安状況につ
きまして、田中警視總監から参考人と
して実情を聴取することにしたとい
う御要望があるのですが、本日は
都合によりまして、御出席ができません
とのことでありますので、後日適當な
機会に参考人として招致いたしたいと
思ひますので御了解願つておきます。

○大矢委員 定員をかゝることは自由
であるといふことはよく承知してある
のです。私が木村総裁にお伺ひしたい
ことは、今申しましたように、警察予
備隊がまだできない以前であつたか
ら、できた後においては治安は安心し
ておる。定員がかりに半分になつても
予備隊ができたから安心してよかろ
う、そういう心構へ、そういう意見で
あれば減すことができると思ふ。そこ
で私は斎藤さんに聞くのでなしに、
木村さんに、それは定員を少くして
今度は警察予備隊ができたのであるか
ら安心しろといふ、その言明があれば
定員を減すことも考へられるから、む
しろそれは斎藤さんより木村さんの
言明を私は望んで特に名ざしをしたの
ですから、この機会にぜひ御意見を聞
きたいと思ひます。

○木村國務大臣 これは法務府の所管
事項でないので、外務省だと思ひま
す。おそろくかわるべき法案が出るこ
とだろうと思ひます。三月中旬に出
ることだと思ひます。

○大矢委員 このボ政令が出て後、こ
こ数箇月において、各地方で自治体警
察並びに國警、特に涉外關係の人体
ち―昔の特高でありましたが、そうい
う人々の間に、強制送還、國籍の問題で
相當脅迫的な事実がたくさんあるの
です。これは私時間がありませんが後
日總裁その他の關係に文書をもつて出
したいと思ひますが、この國籍の強制
の問題、送還を強制するようないろい
ろなできごとに対して、その実情をも
しお知りならばお聞きしたいと思ひ
ます。と申しますのは、このボ政令を
出した直後、私も非常にこれは日
本について重要であるし、また朝鮮、
台湾の人々にとつても重要な問題であ
り、非常な動搖をしておりますため
に、關係当局に対して、一体これは二
十年、三十年、多くは六十年近く日本
に居住されておられる朝鮮の方
方、また台湾の方々に對して、これは
領土も日本であつたし、日本人民とし
て扱つて来て、徴用その他軍までも進
んで居た人々に対して、ただちに
外国人として取扱ふことはどうか、こ
れは多少區別をするべきではないかと
いうことについて、私もいろいろ
事實をただしに行つたところが、これ
は附則の十二條にありますが通りに、終
戦前にいた人々にはこれを適用しな
いのだといふことを明らかにしてお
る。ところが先の方では、君たちは
すぐ返すのだ、特に共産党に属してお
る人たちは、ただちに送還するのだと

か、いろいろ口実をもつて、これは
実例をあげれば限りが無いのでありま
すが、特に病院に入つておる人あるい
は生活保護を受けておる人々に對し
て、これを送還するといふ條項が二十
四條にある。そのために特にそうい
う療養中の者、あるいは生活の保護を受
けておる人、この人々を送還の對象
としていろいろの流言飛語を飛ばして
ある。ここではこの人々は適用しな
いと言つておる。ことに私の手元に約
三十名ばかりの癩病患者の人たちの陳
情がありまして、こういう入院してお
る人々も送還するのだかどうか、これ
は絶対にしないと病院の院長あるいは
事務長まで通告してある。そういう人
に安心して療養するようにということ
を言つておつたが、せんだつての香川
県の癩病の療養所においては、君たち
はすぐ送還するのだから入院する必
要はない、こゝ言つたといふので、
非常な不安を持つておるやうでありま
す。これは実例をあげれば限りがない
のであります。關係当局では前にお
つた人は適用しないのだといふことを
言ひ、さらに現在おる人も六箇月以内
にこれを登録すればいいのだ、こゝい
ふことを言つておるにかかわらず、出
先ではそういうふうないろいろなこと
をやつておる。こゝいふことについ
て、これは事實間違ひでありますか
ら、國警はもちろんのこと、あるいは
自治体警察關係の治安の責任者である
大臣から、特別に前におつた人には適
用しないのであるといふことの通達を
出す必要があるのではないかと、今申し
ましたように六十名、あるいは華僑、
台湾人を入れると相當になります。が、
その中には日本人の女を奥さんに持つ
ておる人が約十二万からある。子供も
おるし孫もある、こゝいふ人々には對
して、お前たちは強制送還をやるのだ
といふことを強制することは、日本の
治安についても、またその人々の氣
持も想像できるのであります。これ
は大問題だと思ふ。そういう通告を新
たに出す御意思があるかどうか、それ
からそういう事実があるかどうかとい
うことを調査される御意思があるかど
うか、必要ならば私が申しましたよ
うに、いくらでも事實を文書をもつて
出しますから、この点は至急通達して
もらふことをお願いしたいのでありま
すが、やる御意思があるかどうか。

○木村國務大臣 たいだいま御質問の問
題につきましては、私の聞き及んでお
るところでは、日韓會談でいろいろ折
衝中だといふことでもあります。そのう
ちに、やはりあなたの仰せになりました
たやうに、終戦前から引續いて内地に
おられる人々については、永久居住権を
認めるとかいうことを聞き及んでおり
ます。その會談の結果がいかにやうに
つたかといふことは、まだ何らの通報
に接していませんが、おそろく結論
には達してないだろうと考へており
ます。お説のやうな問題が事実起つて
おるといたしますと、それはまことに
氣の毒でありますから、十分調査いた
しまして適當な措置を考へることとい
たしませう。

○大矢委員 適當な処置といふこと
が、どういふふうに解していいか、こ
れは今後現われて来ることであります
から、私は信願いたしますが、ただ一
つ、今仰せの通りに日韓交渉があるは
また國民政府との間の交渉があります
から、この点は最も重要だと思ひます

が、台湾は日本の領土であつた。今国民政府と交渉してある場合に、一体台湾人であつた人あるいは華僑の人で、日本に長くおつた人に対して国籍をどういふふうにするか、これと同様に、今韓国政府—韓国政府といふか李承晩政府といふかどういふかどういふか、今交渉される相手は北朝鮮とは別であり、御承知の通り二つの政府がある。今戦つておる。国連がこれに対して休戦のために努力しておる。近く統一しようとする国連の意向もあつて、いろいろ苦慮されておるようであり、この際に南朝鮮と北朝鮮を割ろうとするやうな、内政干渉にひとしい、国籍の問題もいづれかに強要するといふことは、私はこれは大問題だと思ふ。たとへば今朝鮮の人々で、韓国に希望する人、北朝鮮に希望する人と、今戦つておるからいづれにも希望をしない、いづれかに籍を置くことによつて、今度のいづれか北朝鮮の戦いの巻添えを食うからそれまで待つてもらいたいといふ、これまた私はもつともだと思ふ。そういうやうな、いづれかに属することを希望しない。しかしいづれかを強制すれば、いづれかの政府を支持しようといふことを命令すれば、これは内政にまで干渉が及ぶので、それが、そういうことについて、四日の毎日新聞を見ますと、非公式の会談によつて、いわゆる韓国に籍を置くことについて妥協が成り立つたとか、あるいは内容が一致点を見たとかいふやうなことが書いてありますが、これは特に法務関係でありますから、この国籍の問題について、これは自由にかまか

問題に總裁はどう考へておられるのか。これは重大な問題であります。特に本人にとつては—私もかりに日本が名古屋を中心になつておつた場合に、お前どつちへ行くんだというのと同じことなんです。しかも二つの政府があることは事実ですから、それをいづれかに強制するといふことは重大問題でありますから、これは単に国籍を強要するといふ部分的な問題ではない。日本と中共、台湾、朝鮮の、將來の日本のアジアにおけるまた民族的な、いろいろ歴史的なつながりから見ましても、こういうことは重大な問題でありますから、總裁の確固たる信念といふことが、これに対してどういふ考へを持つておるか、今現に交渉しつたところのありまから、ぜひひとつこの点を明らかにしておきたい。○木村国務大臣 私の聞き及んでおるところでは、まだその国籍問題には触れてないやうであります。私は何も率直に申し上げて聞き及んでおられません。御趣旨の点はよく了解しておきたいと思ひます。

○大矢委員 きまつてないから、なおさら總裁の御意見が非常に重要だと思ふ。私はそういうことはいかぬとかいふとか—今交渉している、妥協したと言ふ、どうも政府がきめたんだからいたし方なかつたといふやうなことをされたのでは、これはもう總裁の意見というものは、非常に重要なのでありますから、強制をしないのかするのかが、その点をひとつ。これはせられる本人にとつても、あるいは交渉の過程において重要な問題でありますから、この点はいづれが明らかにしていただきたい。これについて總裁の考へ

でいいのですから、その後の交渉の結果これがどうなるか私はわかりませんが、けれども、この機会にぜひお聞きしたい。○木村国務大臣 これはいろいろ国際関係もありましようから、慎重に考慮いたしまして。今ただちに私は結論をここで発表することは、差控えたいと考へます。○大矢委員 ただ私は強制するかしなにかというだけではない。たとへば今の新聞によりますと韓国政府に籍を持つことを望むといふことが、日本政府との間に妥協ができた、こういうのでありますから、この点を、強制しない、自由意思だ、いやそれは強制するんだといふことになる、今申しましたやうないづれかに籍を置くことをいやだと言つたらどういふか。具体的な問題になつて参りますから、ただ考へてみましよう、考慮しましようでは—この問題は今現に交渉しつたもので、国民政府ともやつている。一体台湾の人々を国民政府に籍を置かすのか、中共が好きなやつたら中共にやらすのか、どつちかにするといふことは、必ず具体的問題になりますから、その点の方針を……。これは籍をいづれに置くかといふことは外交問題ではない。日本の法理的に必ず事前にきめなければならぬ問題である。今日日本には七十万近い人がおられますが、これは日本独立の結果当然離脱すべき結果になる。それがいづれに籍を置くかといふことは本人の自由であるのか。あるいは日本政府がこれに韓国並びに台湾国民政府の籍を強要するののか。この点はいづれを考へるべきものである

といふことを、すぐ明らかにしていいものである。私はかように考へる。○木村国務大臣 これはまだ政府の統一意思がきまつておりませんから、ここで私の意見を述べるとは差控えた。○門司委員 私は今の問題は非常に重要な問題だと思ひます。その前の段階でちよつと總裁にお聞きしたい。先ほどから大矢さんから申し上げられましたが、これは、總裁は何らか考へるといふやうな、あるいは善処するといふやうな御意見だと思ひますが、大矢さんからお聞きされました趣旨は、現在あつて、その二十四條には、總裁御存じのやうなことが書いてある。従つて朝鮮の諸君がたとへば少し犯罪を犯すとか、あるいは少しでも思想的にでもいろいろなことがあつて参りますと、警察当局では、あの出入国管理令をたてにとつて、頭からお前たちは送還するんだ、お前たちはどうするんだといふことを言うのであります。附則の最後には、御存じのように、九月二日以前に日本に居住しておつた者には、これを適用しないといふことがつきり書いてある。にもかかわらず出先の官憲といふことです、警察官といふものがよく、そういうことを言うておどかすのであります。これは事実であります。従つてそれを善処するとか考へるといふやうなことでは、ちよつと受取りにくいのであります。だから私からお願ひをすることは、出先のそうした自治警察にいたしましては、國警にいたしまして、そういうことのないやうに、い

一方的に政令を出して、国籍を強制するといふことは、まったく明らかに国際法違反です。この点は今まで大矢君あるいは門司君がたび／＼追究されたのにかかわらず、政府ではまだ方針がきまつていないといふような逃げ口上です。しかも片方では日韓会談あるいは日台交渉が行われているわけなんです。どういふ基準で一体政府はこういう会談に臨んでいいのか。政府の方針がないといふようなことでは、これはまったく国民を愚弄するものであるし、あるいはこの委員会自体を政府が愚弄しているのだと思ふ。そういうことは私もはとうてい納得できないから明らかにしていただきたいと思ふ。

それからこの出入国管理令の問題では、まったく法律上の措置ではなしに、法律によらないで行政的な一方的な認定で身柄の拘束もできるし、あるいは捜査逮捕もできる、こういうふうになつておりました。まったく法務総裁の行政的な見解で、生殺與奪の権が握られていて、單に国際法違反でなく、内容的に見ましてもまったくファシズム的な、国際信義を無視し、わが国に住んでおります他民族の人権を無視した法律なんです。こういう悪法を私どもは見逃すことはできませんので、ただいままで問題になつておりました国際法上の合法的な問題とあわせて内容もひとつ十分検討しておいていただきたいと思ふ。

問題を別に移しますが、きのうの起りました米兵のギヤング事件、この問題は非常に重大だと思ふ。法務総裁は、今までのどういふ報告をお受けになつておられ、どういふ方針をお立てになつておられるか、この問題についてどう

いうふうにお考えになつておられるか、これを承りたい。

○木村国務大臣 昨晚の新聞記事を見まして、私は実に驚いたのであります。そこでさつそく事務当局の方の調査の結果の報告を待つておるのであります。今まだ詳細な報告は参つておりませんが、十分にこれを捜査いたして国民の疑惑を解きたい、こう考えております。

○立花委員 さいぜんからもお話が出ておりますように、治安対策は共産党が対象だと言つておられますが、おひざ元にこういう治安を乱す重大な事件が起つておられるにかかわらず、まだその報告もお受けになつてない。方針も意見もここでお述べにならない、こういうことでは治安といふものを、一体だれが乱しておられるかわからぬと思ふのです。私はきのう銀行へも行つて参りました。現場の人にも会いましたし、警察署長にも会つて参りましたが、付近はまったく人心動揺しております。しかもこれはきのうだけ起つた問題でなしに、きよりの新聞にもはつきり書いてありますように、去年の十二月から同じ連中とおぼしい者が二つの質屋を同じ手口でやつておる、ガソリン・スタンドの一連の事件なんです。こういうことを見のがしておいて、こういうことを問題になさらないでほつておくからこそ、きのうのように白晝公然と四名のアメリカ兵がピストルを撃つて、銀行ギヤング事件をやるといふような事態が起つておる。事の重大性を御認識にならないからまだ報告を受けてない。意見を徴しても意見がない。こういうことで、日本の治安がどうして守

れますか。しかも署長に会いますと、署長は逮捕していかどうかかわからぬと言つておる。なぜ逮捕できないのです。白晝公然と銀行へ入つて来てギヤングをやつて、二百数十万円の金をとつて行つて、集まつておる群衆に発砲しながら逃げたのをどうして逮捕できない。しかもその目の前で部長と巡査が見ておつたといふことを、きよりの新聞でははつきり書いておる。署長もはつきり言つておつた。それに対して何らの措置も何らの抵抗もしてない。非常ベルが鳴りましてかけつけました消防隊員が、何分間かホールド・アップしてじつと見ておつた。こういうことでどうして治安が保てますか。こういう重大な問題に対して何も意見がないといふことでは、法務総裁、一体どうしておるのです。

○木村国務大臣 この点についてはまことに遺憾に存じております。至急に何とか手を打ちたいと思つておられます。私はそれより申すことはできません。

○立花委員 それ以上申すことはできないといふのは一体どういふわけなんです。警察署長は逮捕できないと言つておる。逮捕していか悪いかわからぬと言つておる。一体そういう場合はだれが捜査命令あるいは指揮命令をやるのです。

○木村国務大臣 警察官はさういふ場合に逮捕できないことはないものであります。それを逮捕しなかつたことが、どういふいきさつであつたか、まで報告を受けてない……。

○立花委員 署長は逮捕していかどうかかわからぬとはつきり言つておる。あなたたちは一体警察官に対して、ど

ういふ教育をなさつておられるか。日本人であれば、きのうの澁谷の騒動のように、徴兵反対の署名運動を求めておられますと、警察官が五百名も出て行つて東大の学生を弾圧しておる。しかるに白晝公然と行つたギヤングに対して、逮捕していかどうかかわからぬといふことは一体何といふことですか。米兵であれば何をやつてもいいといふような警察官に対する教育をやつておられるかどうか。

○斎藤(男)政府委員 ただいまは警視庁管内のことであります。自治体警察にも十分徹底しております。たゞい國籍がどこの人でありまして、さういふ現行犯は逮捕できることになつておりますし、このことはわからないはずはないと思つておる。従ひまして署長が逮捕できないのだと言つたといふことにつきましては、私は不審の念を持つております。さういふ事実があつたかどうか今調べておられます。

○立花委員 署長が申しましたことは、私と都會議員と、私の秘書と、もう一人国会の秘書と四人で参りまして聞きましての間違ひございません。その前に私は交番に寄りまして、一体向うが市長に対して発砲しておる場合に、君たちは腰にさげているピストルをなぜ撃たなかつたかといふと、撃つてはいけなかつたかといふと、はつきり警官は答えておるのです。日本人に対してギヤングが発砲しております場合に、なぜ警察官は腰のピストルを使わないか。しかもピストルを撃ちな

ら逃げているやつを、すぐ銀行の前にある交番で巡査と部長が見ておつて、なぜほつておくのか。あなたは、十分徹底している、わかつておるはずだと言いますが、署長といふ、警官といふ、あるいは目撃した警部といふ、何らその場で直接適切な措置を講じていない。この事実が何よりも明白に、あなたたちの教育が、日本人を弾圧するために警察を使つておつて、外国人はしたほうがいいといふことを物語つていると思ふ。徹底しているからおらな

いからは事実が証明しております。この問題を至急調査される意思があるかどうか。

○斎藤(男)政府委員 ただいまも申し上げました通り、これは警視庁管内の事柄でありますから、責任を持つては、都の公安委員なりあるいは警視總監が答弁せられると思つておる。調査の結果わかりましたことは、かわつて御報告申し上げてもいいと思つておる。

○立花委員 だから警視總監の出席を求めているのですが、所用だと言つて出て来ない。しかも法務総裁は、あなたはお忘れになつていないと思つておる。特警と自治警と國警を一本にすると言つたじやないか、それが理想だ、その方向に進むのだと言つた。そうしたら自治体警察、警視庁がきのうの事件でどういふ機能を果たしたか、あなたは責任をお持ちだろと思つて、今言われぬのだから……。どうなんです、この点は……。

○木村国務大臣 私は一本にするといふことを言つていない。それが理想だといふことを言つたのです。これは自治警、公安委員会が責任を持つてあな

務總裁の責任だと私は思う。この点、どうお考えになりますか。

○木村国務大臣 繰返して申し上げます。この事案に関する限りにおいて、私は直接の責任者でないというところであります。

○立花委員 それと関連いたしましたし、実は同じ時間に西北の方の澁谷では、道路交通取締法を適用いたしました。徴兵拒否署名運動を断りしておりました。この問題は法務總裁はどうお考えになりますか。大橋前法務總裁は、この徴兵拒否署名運動は取締ることができないというふうに答弁なさつたと思つたのです。新聞に、断固取締るとありましたのは誤りなんで、取締ることとはできません。政府はそれに合法的に対抗するとおつしやたと思つたのです。きのうのこの澁谷での東京大学の学生の署名運動を道路交通取締法で弾圧いたしましたのが、あれが大橋国務大臣の申しました政府の合法的な対抗措置かどうか。あなたはどうかお考えになりますか。

○木村国務大臣 私はその点について何らの報告をまだ受けておりません。従つてあなたのおつしやるそれが道路取締法に違反しておるかどうかということについては、私はここで意見を申し上げることはできません。

○立花委員 この徴兵問題は非常に重大な問題なんで、法務總裁の言葉によりまして、もしも六万人の徴兵をやるとして、六万人と申しますと非常に過大な見積りなんで、現在の予備隊が三分の一しかやめないと見通しなんです。私が、ほとんど大部分はやめると思つておりますから、この六万人は十万人

になるだろうと思つたのです。しかもこれだけではないに、今後引続き一年度には三十数万に達する増員をやるとおつしやつておられます。大体数十万に達するものが、われ／＼国民の中から選抜徴兵されて行くであろう。しかもそれが二十歳から二十四、五歳の年齢でございまして、全国でこの年齢に該当いたしますものは三百五十万ばかりですが、それに対して数十万の徴兵をやらなければいけない。そうなりますと、該当年齢のうち十人あるいは七、八人に一人が徴兵されるわけなんです。これは私さう簡単には参りな

いと思つたのです。何となれば、きのうの学生もはつきり示しておられます。に、日本の若い人たちは、兵隊に行くことを心からは望んではいないわけなんです。これを数十万も新しくとらなければいけないということは重大な問題なんです。これに対して、政府が道路交通取締法というやうな、まづたこのじつげの法律で弾圧するということやり方では、問題は解決されない。この問題に対して、政府は根本的にはどうい

うお考えを持つておられるか。あくまでもさういふ末梢的な法律を利用いたしまして、ほんとに正しい要求である徴兵拒否運動——これを断固取締るといふ言葉は訂正されたかどうかが、やはり断固取締る方針なのかどうかが、日本の徴兵制度は、大体アメリカの選抜徴兵制をまねてつくつたといわれておりますが、あの選抜徴兵制の中に、正しい良心に従つて徴兵を拒否する者は許可するといふ條項があるわけなんです。現在の日本の民族的な自覚に燃え、あるいは平和を愛する人たちが徴兵拒否運動をやるのを、政府はあくまで

も取締る方針なのかどうか、これを明らかにしていただきたい。

○木村国務大臣 合法的にこれをやる限りにおいては取締りません。しかし、これは法律の範囲に限られたものでありまして、逸脱した行為があれば取締つて行くのは当然であります。

○河原委員 貴院のギヤング事件で、警視總監に來てもらつて報告を受け、そして質問しようというのであつたのですが、さいぜん御報告しました通り、今日は見えませんので、本日の会議はこの程度で……。○門司委員 一つだけ……。委員長に直接要求しておきたいと思つたこと、建設委員会にこれはかかると思いますが、今政府が予測いたしておる法律案の中で、水道に関する問題、それから道路の建設に関する問題、河川の統制に関する問題というやうなことで、おそろしく今議案に法案が提案されると思つた。これらの議案はいずれも地方自治体に非常に大きな影響を持つておられます。法務委員等にかかつて参りました場合は、委員長のおはからいで——われ／＼も気がつけば、そのときにお話いたしました。が、ひとつ合同審査会なり、あるいは当局の人にこちらへ出て来ていただく、こちらの委員会にこれをただすというところに、ぜひとりはからいてこの際願つておきたいと思つた。

木村さんのおいでになりますから、一つだけ聞いておきたいと思つた。これは大橋さんの管轄でありますから、法務總裁には別に直接関係のないことではあります。本会議で法務總裁

が容弁されたことがあります。それは警察予備隊は兵隊ではないとはつきりお言ひになつて、その理由として今日とは考えられないといふやうなお話であつたのですが、あれは今でもさういふ信條ですか。これは非常に大きな問題であります。私に言わせれば子供

の言うやうなことだと思つたのですが、今でもさういふことをお考えになつておるかどうか、これはあなた御自身のために、この際心境をお聞かせ願ひたいと思つた。

○木村国務大臣 えらい誤解をされております。私は決して原子爆弾あるいはジェット機を持たなければ軍隊ではないと申し上げたのではないのです。現在ジェット機を持ち、原子爆弾を持つておる国はあまたあるではないか。こゝういふ国と比較すれば、日本の予備隊は比較にならない。かるがゆえに日本の警察予備隊は憲法第九條第二項の職力に相当しないものと申し上げたのです。

○門司委員 それが問題で、さうすると木村さんはやはり軍隊ということを一応肯定された上で、今の議論をされたのだと思つた。軍隊として肯定しなければ、軍隊の規模あるいは軍隊の能力との比較検討はできないはずだと思つた。どうも今までの木村さんの言葉を拜聴しておりますと、警察予備隊は軍隊にあらずといふ一つの理由の中に、軍隊ではあるのだが、しかし職力の大

が非常にむずかしくなつて来る。警察予備隊はどこまでも治安関係だけをやるのだといふことになつて参ります。と、今の警察予備隊は少し大き過ぎると思つた。まあ、あつても必要かどうか、認識の相違にもなりますが、私どもは警察予備隊の範囲ではないと思つた。今の木村さんの御答弁から

考えても、やはり心の底では軍隊ではあるが、他の国の軍隊と比較検討してみても、小さいので、ものにならないのだといふように考えておるのではないかと私は思つた。それに對する心境をひとつお聞かせ願ひたい。海上保安庁にいたしても、あれがアメリカのコースト・ガードであるといふ

解釈になつて来ますと、コースト・ガードはアメリカでは海軍ではないといつておられますが、歴史を見ますと、全部戦争に出動して軍力の一部を担当しておるの事実はあります。とにかく、さういふ問題も出て来ますので、隠された軍隊といふやうなことでなく、もう少しはつきりこの機会に御答弁を願ひたいと思つた。

○木村国務大臣 そこで問題は警察予備隊は、いわゆる憲法第九條第二項の職力に該当するかどうか、御承知の通り職力に該当することになります。憲法を改正しなければならぬ。そこで何が職力なりや、憲法第九條第二項には陸海空軍その他の職力と書いてある。そして第一項を見ますと、國際争の手段としては武力を行使しないと書いてある。ここに非常な含蓄があるのではありません。そこで自衛力というものは、決して否認されておるわけでは

きました根本理由は、再び太平洋戦争のような愚をさせたくない、これが根本原因であります。戦力を持つてばあるいはまた戦争を起すような危険が起るかも知れない。そこで陸海空軍その他の戦力を持たせないということが、憲法の建前になつておることは御承知の通りであります。そこでこの戦力というのは、いわゆる国際紛争の手段として、近代的な戦争をし得るような能力と解すべきが、普通の解釈であろうと考へております。いわゆる戦争遂行の有効適切な能力、こう考へております。そこで、今の警察予備隊は戦争を遂行し得る有効適切な能力を持つておるかどうか、これが根本問題であります。が、警察予備隊の範囲では、戦争を有効適切に遂行し得る能力はない、かるがゆゑに今の警察予備隊は憲法第九條第二項の戦力にあらず、こう解釈いたします。

○門司委員 今の木村さんのお話だと、憲法を全部お聞かせ願ひたいと思ひます。国際紛争という文字が使つてあります。その下に、国際紛争解決のために、という文字が使つてあると思ひます。そして問題は、木村さんが今国際紛争と言われましたが、国際紛争解決のために戦力を使わないということになつて参りますと、木村さんの今の解釈だけでは、解釈がしかねるのであります。国際紛争を起さないために軍隊を置かないということ、国際紛争の解決のために軍隊の戦力を使わないということは、デリケートな問題だと思ひます。木村さんの今までのお考えだと——その下の解決のためにということとを今言われなかつたが、国際紛争のために使わないと、侵略的な軍隊では

ないということになります。他から侵略を受けた場合に、これを一つの国際紛争と見、その解決のために戦力を持たないということが書いてあるはずであります。従つて憲法に基きますと、どうしても国内治安だけでなければならぬという解釈が出て来るのであります。その点をもう少し先生にお聞かせを願うならば、憲法全文を讀んでいただいてこの解釈をしてもらわぬと、都合のよいところだけを讀まれては迷惑いたします。そういう点をもう少し明確にしておいていただきたいと思ひます。

○河原委員長代理 本日はこれにて会議を閉じます。
午後零時五十一分散会